

1 調査名称：有田市総合都市交通体系調査

2 調査主体：有田市

3 調査圏域：有田都市計画区域

4 調査期間：令和元年度

5 調査概要：

当市の都市計画道路は、昭和34年に8路線が都市計画決定され、その後平成20年までに計14路線が都市計画決定されており、現在5路線が整備完了済で9路線が未完了（内6路線が未着手）となっています。

現在未完了路線の内、本市の交通ネットワークに大きな影響が想定される有田海南道路及び深谷線が国で事業化され、用地買収や橋脚工事等が行われており、平成35年頃には一部供用開始の見込みとなっています。また、平成28年度末に立地適正化計画を策定し、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定しており、将来の都市の姿を展望し、今後の計画実現を目指していく上で、計画に即した交通ネットワークの見直しが早急に必要だと考えます。

このような状況から、「和歌山県都市計画道路 見直し方針」（平成25年3月）の考え方にに基づき、将来の都市像を踏まえつつ、効率的・効果的なまちづくりを実現するため、都市計画道路の見直しを行うものです。

I 調査概要

1 調査名称：有田市総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1. 業務概要

- 1.1. 業務の目的
- 1.2. 業務内容

2. 見直し方針の整理

- 2.1. 見直し対象路線の抽出
- 2.2. 見直し対象区間の設定
- 2.3. 必要性の検証項目の設定

3. 道路機能の評価

- 3.1. 必要性の検証
- 3.2. 実現性の検証
- 3.3. 見直しの方向性

4. 会議等運営補助

- 4.1. 第1回検討会議
- 4.2. 第2回検討会議

5. 関係機関協議

3 調査体制

株式会社 ウエスコ	
(主任技術者)兵頭 良一	e-mail: r-hyoudou@wesco.co.jp
(照査技術者)津田 勝啓	e-mail: k-tsuda@wesco.co.jp
(担当技術者)赤池 曜	e-mail: y-akaike@wesco.co.jp [業務窓口]
(担当技術者)藤田 喜文	e-mail: yoshifumi.fujita@wesco.co.jp
[業務窓口連絡先]	
株式会社ウエスコ 岡山支社 技術部 交通計画課	
〒700-0033 岡山県岡山市北区島田本町 2-5-35	
TEL 086-254-2367 (ダイヤルイン) FAX 086-256-5161	
(営業担当者)永野 昌征	e-mail: m-nagano@wesco.co.jp
株式会社ウエスコ 和歌山営業所 営業課	
〒640-8044 和歌山県和歌山市板屋町 22	
TEL 073-402-5644 FAX 073-427-2170	

有田市 経済建設部 建設課

4 委員会名簿等：なし

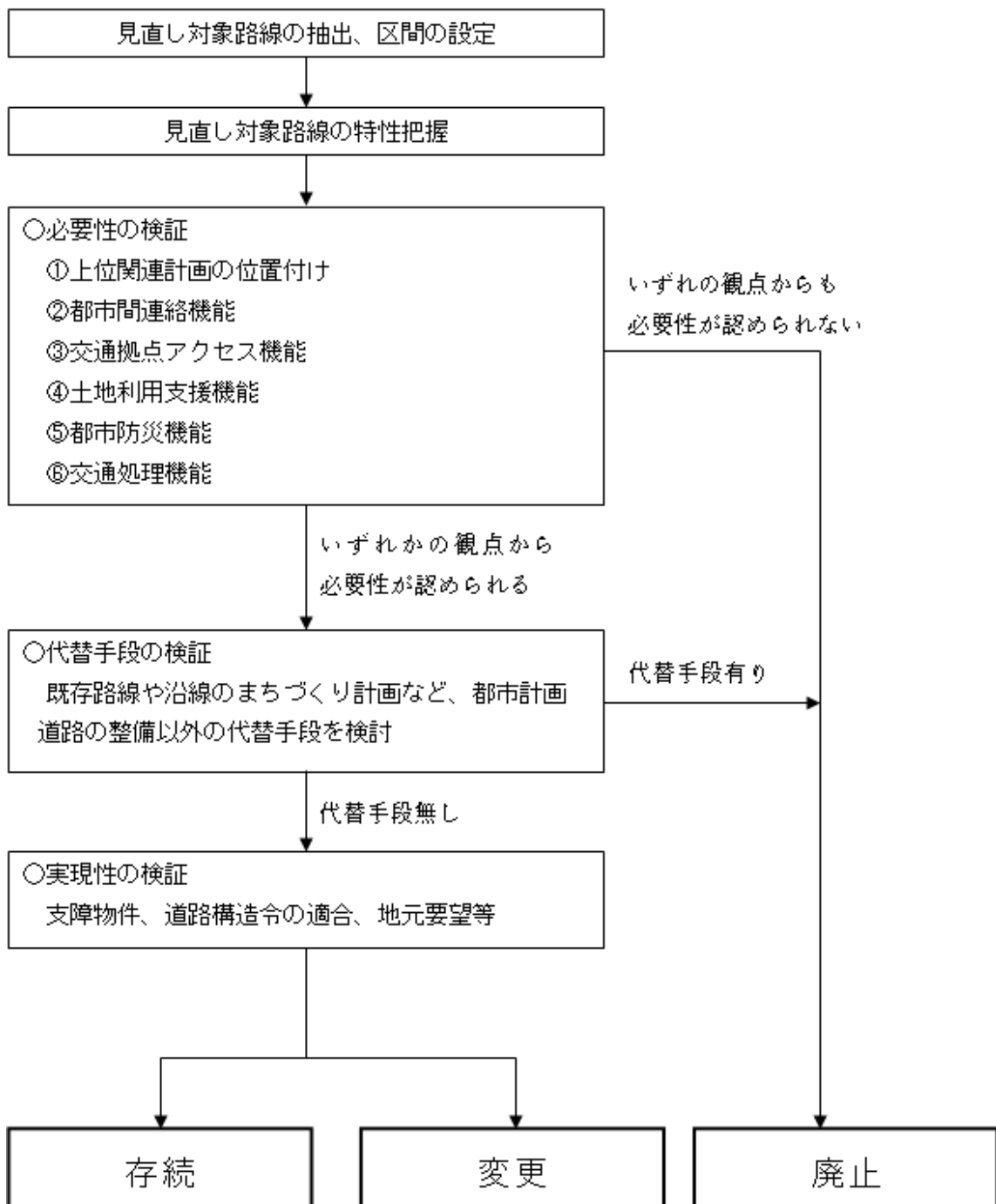
II 調査成果

1 調査目的

将来幹線道路網の見直しに際し、見直しの対象となる路線を設定するとともに「和歌山県都市計画道路見直し方針」に基づき、評価方法及び評価指標を整理する。

見直し対象路線について、その路線の機能等を都市レベル、または地区レベルで整理し、必要性・実現性など道路の評価を見直し方針に基づいて行い、路線（区間）毎にカルテ形式で整理し、継続（変更含む）・廃止の方向性を設定する。

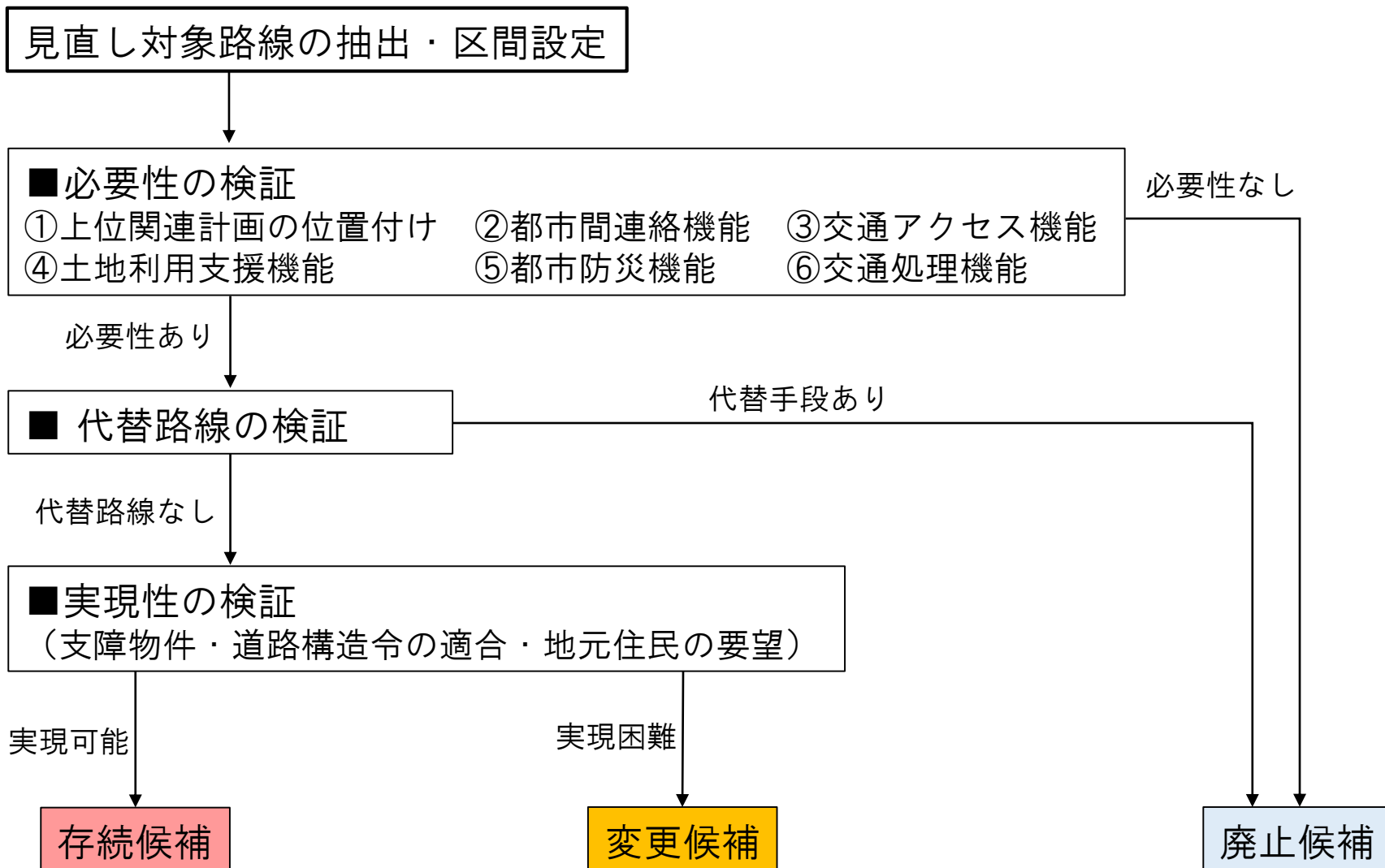
2 調査フロー



4 調査成果

見直し方針の整理

- 将来幹線道路網の見直しに際し、見直しの対象となる路線を設定するとともに「和歌山県都市計画道路 見直し方針改訂版 H25.3（和歌山県）」に基づき、評価方法及び評価指標を整理。



見直し対象路線の抽出

- 見直しの対象とする路線は、未整備、概成済※のうち、未着手(事業中を除く)区間を有する路線を対象とする。
- 3.6.5. 愛宕川端線は事業化予定であるため、見直し路線の対象外とする。

【4-1-4 有田市(有田市計画区域)】

番号	区分	規模	一連番号	フリガナ			計画決定			改良済延長(m)	概成済延長(m)	事業中延長(m)	改良率(事業中含む)	見直し対象路線
				路線名	起点	終点	車線数	幅員(m)	延長(m)					
3		4	1	ミノマチイヤジヨウ	箕島32	箕島897	16	244	0	244		0%	○	
3		4	2	ユハコウ	初島町里字下半田2087	港町字西浜842	2	16	1,030	1,000	30	100%		
3		6	3	モチギキウ	新堂字三社268-1	港町字西浜842	2	11	3,380	2,200	70	65%	○	
3		5	4	ニハマシデン	港町字西ノ浜845	初島町浜字西ノ浜1170	2	12	2,880	2,880		100%		
3		6	5	アタゴカウバク	箕島440	箕島805	11	340	0		340	100%		
3		4	6	ユハコエ	初島町里字弓場	古江見字宮ノ脇	2	16	2,820	2,820		100%		
3		6	7	ハチオウジミト	山田原字鍛冶屋原	港町字西ノ浜	2	8	4,030	0	2,800	0%	○	
3		5	8	ウチカコウ	港町597	初島町浜1677	12	800	0			0%	○	
3		6	9	ハチオウシヤタゴ	山田原20	箕島805	8	2,160	0			0%	○	
3		6	10	シントウオウチイ	新堂90	新堂746	8	400	0			0%	○	
3		5	11	ミヤノタツガハマ	宮崎町宇内新田	宮崎町字辰ヶ浜	2	12	1,050	1,020	30	97%	○	
3		5	12	シヨウミウジ	宮崎町宇内新田	宮崎町字浄妙寺谷	2	12	220	220		100%		
3		6	13	コクドウ アリカキナドウロ	野字北地	初島町里字星越	2	9	2,020	0	2,020	100%		
3		6	14	フカニ	初島町里字深谷	初島町里字深谷	2	8	90	0	90	100%		
			計	14路線				21,464	10,140	3,144	2,480	58.8%		

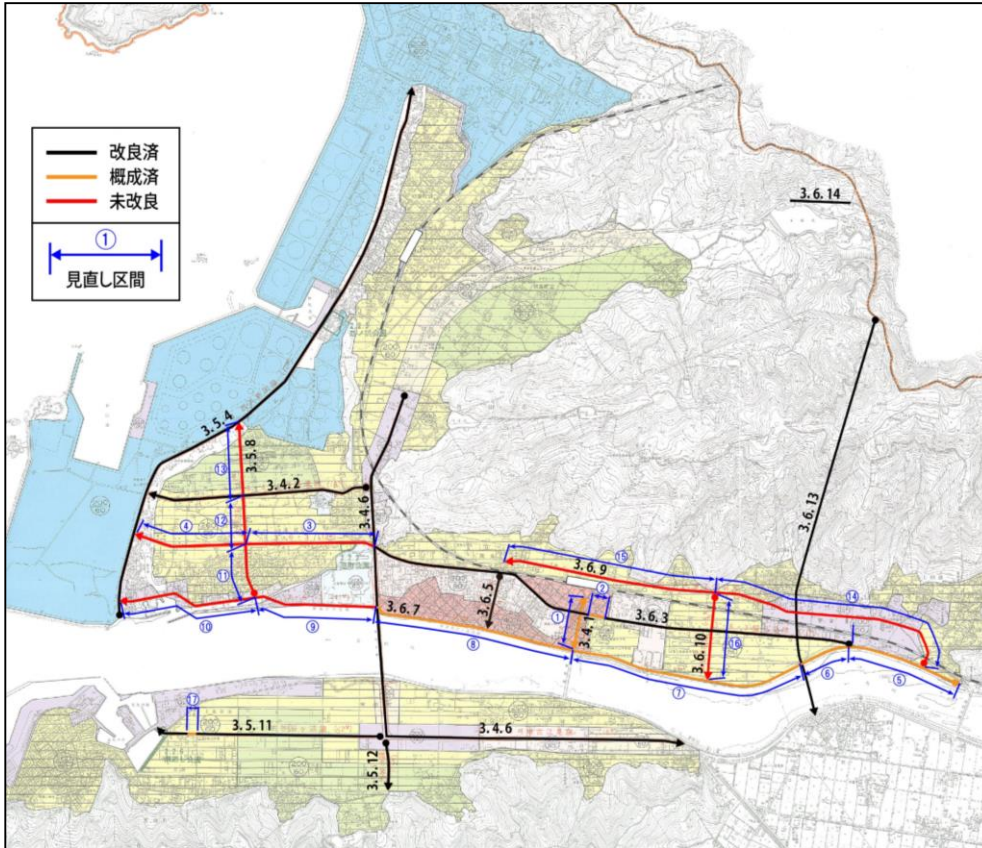
※
 3.6.3.望月港線の箕島神社前
 3.5.11.三谷辰ヶ浜線
 は改良済となっているが、一部幅員を確保できていないため、概成済とする。

見直し対象区間の設定

- 同一路線であっても、他路線との接続状況や路線の整備状況によっては、区間で必要性や機能等が異なると考えられるため、見直し検討の対象区間を分割し、見直し検討対象区間（①～⑱）として設定。

区間の分割方針

- 延長が500m以上の都市計画道路
- 国県道等の主要な幹線道路で区切られる区間
- 道路の機能が変化する区間



番号	区分	規模	一連番号	区間	路線名	計画決定			重複路線	見直し 区間番号	
						起点	終点	車線数			幅員(m)
3	4	1	-	丸島停留場線	丸島32	丸島897	2	16	244	県道丸島停車場線	①
3	4	2	-	弓場港線	初島町星字下半田2087	港町字西浜842	2	16	1,030	市道(産業道路)	
3	6	3	-	望月港線	新堂字三社268-1	丸島神社西	2	11	1,140	市道	
				1	丸島神社西	丸島神社東	2	11	70	市道	②
				-	丸島神社東	国道42号	2	11	1,060	市道	
				2	国道42号	内川港線	2	11	590	現道無	③
				3	内川港線	港町字西浜842	2	11	520	現道無	④
3	5	4	-	西浜新田線	港町字西ノ浜845	初島町浜字西ノ浜1170	2	12	2,880	市道	
3	6	5	-	愛宕川端線	丸島440	丸島805	2	9	270	現道無	
3	4	6	-	弓場古江見線	初島町星字弓場	古江見字宮ノ島	2	16	2,820	国道42号	
3	6	7	1	八王子港線	山田原字鍛冶屋原	望月港線	2	8	520	国道480号	⑤
				2	望月港線	国道42号有田海南道路	2	8	310	国道480号	⑥
				3	国道42号有田海南道路	丸島停車場線	2	8	1,020	国道480号	⑦
				4	丸島停車場線	有田大橋ガード下 交差点	2	8	950	国道480号	⑧
				5	有田大橋ガード下 交差点	内川港線	2	8	590	県道有田港線	⑨
				6	内川港線	港町字西ノ浜	2	8	640	県道有田港線	⑩
3	5	8	1	内川港線	港町597	望月港線	12		260	現道無	⑪
				2	望月港線	弓場港線	12		220	現道無	⑫
				3	弓場港線	初島町浜1677	12		320	現道無	⑬
3	6	9	1	八王子愛宕線	山田原20	新堂横堤線	8		980	現道無	⑭
				2	新堂横堤線	丸島805	8		1,180	市道	⑮
3	6	10	-	新堂横堤線	新堂90	新堂746	8		400	市道(自動車通行不可)	⑯
3	5	11	-	三谷浜ヶ浜線	宮崎町字内新田	宮崎町字浜ヶ浜	2	12	870	市道	
				1	宮崎町字浜ヶ浜	宮崎町字浜ヶ浜	2	12	30	市道	⑰
				-	宮崎町字浜ヶ浜	宮崎町字浜ヶ浜	2	12	150	市道	
3	5	12	-	浄妙寺線	宮崎町字内新田	宮崎町字浄妙寺	2	12	220	市道	
3	6	13	-	国道42号有田海南道路	野字北地	初島町星字望郷	2	9	2,020	国道42号有田海南道路	
3	6	14	-	深谷線	初島町星字深谷	初島町星字深谷	2	8	90	市道	

必要性の検証項目

- 「和歌山県都市計画道路 見直し方針改訂版 H25.3(和歌山県)」の「2-1-2.必要性の検証方法」を基本に、必要性の検証項目を設定する。

番号	項目	評価基準等	代替手段の考え方
(1) 上位・関連計画への位置付け			
(1)-1	総合計画	第4次有田市長期総合計画（後期基本計画）(H28. 3)に位置付けがある路線	当該路線に対して求められる機能であることから、機能代替を考慮しないものとする。
(1)-2	都市計画区域マスタープラン	和歌山県都市計画区域マスタープラン(有田圏域)(H27. 5)に位置付けがある路線	〃
(1)-3	都市計画マスタープラン	有田市都市計画マスタープラン(H15. 3)において、「広域幹線道路」「広域幹線整備構想路線」「都市計画道路整備推進路線」の位置付けがある路線	〃
(1)-4	その他計画	各種計画の道路整備関連施策において、重点多岐に整備を推進、促進する道路として都市計画道路名称が挙げられている路線	〃
(2) 都市間連絡機能			
(2)-1	周辺主要都市間の連絡路線	圏域の骨格を形成する紀勢自動車道、国道42号の一部をなしている路線	現道が2車線以上で整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(2)-2	隣接市町との連絡路線	隣接市町にまたがる都市計画道路の一部をなしている路線	〃
(3) 交通拠点アクセス機能			
(3)-1	インターチェンジアクセス路線	阪和自動車道の有田ICへ直接アクセスする路線	現道が2車線以上で整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(3)-2	港湾、物流拠点アクセス路線	港湾、物流拠点はなないため、当該項目は削除する。	〃
(3)-3	主要鉄道駅、空港アクセス路線	JR箕島駅に直接アクセスする路線	現道が2車線以上かつ歩道が整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(4) 土地利用支援機能			
(4)-1	主要公共施設アクセス路線	有田市の主要公共施設(有田市役所、市立図書館、市民体育館、有田警察署、有田市消防本部、救急告示病院)に直接アクセスする路線	現道が2車線以上かつ歩道が整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(4)-2	主要な集客施設、観光施設アクセス路線	有田市の主要観光地に直接アクセスする路線、主要観光地間を連絡する路線(主要観光地は有田市観光協会HPに掲載されている観光地)	〃
(4)-3	開発プロジェクトアクセス路線	有田市に主要な開発プロジェクトはないため、当該項目は削除する。	〃
(4)-4	まちづくりにおける主要エリアアクセス路線	有田市にまちづくりエリアはないため、当該項目は削除する。	〃
(5) 都市防災機能			
(5)-1	緊急輸送道路	緊急輸送道路の位置付けがある路線	現道が2車線以上かつ歩道が整備されている場合は機能代替を果たすものとする。
(5)-2	防災拠点アクセス路線	有田市役所、有田警察署、有田市消防本部、災害支援病院(有田市民病院)、整備が予定されている都市計画公園(4・3・1楚都浜公園)に直接アクセスする路線	〃
(6) 交通処理機能			
(6)-1	廃止に伴い周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある	現状交通量や将来交通量予測結果を勘案し、対象路線を廃止した場合、周辺道路に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある路線(将来交通量推計により検証する。)	当該路線に対して求められる機能であることから、機能代替を考慮しないものとする。
(6)-2	対象路線に代替する路線が存在しない	各項目で代替手段を検討するため、当該項目は削除する。	

見直しの方向性

- 各区間の道路機能の必要性、代替性、実現性の検証を行い、見直しの方向性を設定

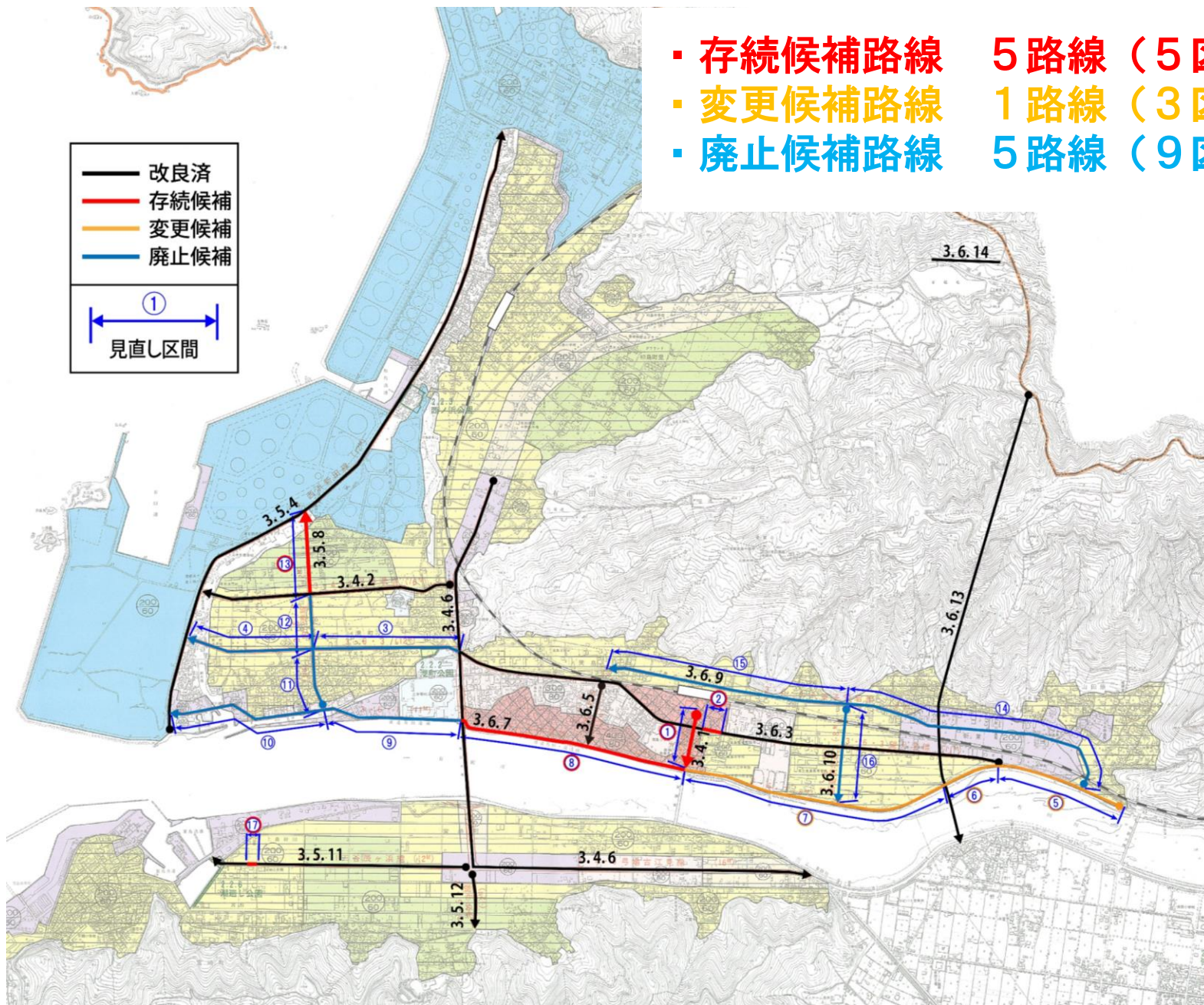
番号	項目	評価基準等	3.4.1	3.6.3				3.6.7					3.5.8			3.6.9		3.6.10	3.5.11	
			箕島停車場線	望月港線				八王子港線					内川港線			八王子愛宕線		新堂横堤線	三谷辰ヶ浜線	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
必要性 の検証	(1) 上位・関連計画への位置付け																			
	(1)-1	総合計画																		
	(1)-2	都市計画区域マスタープラン																		
	(1)-3	都市計画マスタープラン	○	○			○	○	○	○									○	
	(1)-4	その他計画																		
	(2) 都市間連絡機能																			
	(2)-1	周辺主要都市間の連絡路線																		
	(2)-2	隣接市町との連絡路線																		
	(3) 交通拠点アクセス機能																			
	(3)-1	インターチェンジアクセス路線																		
	(3)-2	主要鉄道駅、空港アクセス路線	○																	
	(4) 土地利用支援機能																			
	(4)-1	主要公共施設アクセス路線	○	○			△	△	△	○					○					
	(4)-2	主要な集客施設、観光施設アクセス路線																		○
	(5) 都市防災機能																			
	(5)-1	緊急輸送道路							△	△	△	△								
	(5)-2	防災拠点アクセス路線		○				△	△	△	△				○					
	(6) 交通処理機能																			
	(6)-1	廃止に伴い周辺路線に深刻な渋滞を引き起こす可能性がある																		
	該当項目数			3	3	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2
実現性	施行上支障となり得る物件等がある。			△																
の検証	計画幅員が道路構造令に適合しない。			△			×	×	×											
	地元から廃止の要望がある。																			
見直し方針			存続	存続	廃止	廃止	変更	変更	変更	存続	廃止	廃止	廃止	廃止	存続	廃止	廃止	廃止	存続	

【必要性の検証】○：必要性あり △：必要性はあるが、代替機能手段あり

【実現性の検証】×：実現性に課題あり △：要検討

見直し検討の結果、**存続区間**は5区間（5路線）、**変更区間**は3区間（1路線）、**廃止区間**は9区間（5路線）となった。

見直しの方向性



- 存続候補路線 5路線 (5区間)
- 変更候補路線 1路線 (3区間)
- 廃止候補路線 5路線 (9区間)